## 神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金 事業者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金交付要綱(以下、「補助金交付 要綱」という。)に基づく補助を受けようとする事業者が、あらかじめ市に登録するにあたっての 要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (登録の申請要件)

- 第2条 登録を申請できる事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
  - (1) 神戸市をホームタウンとして位置づけていること
  - (2)選手の一部または全部とプロ契約を締結していること
  - (3) チームとして3年以上の競技実績を有し、定期・不定期に地域貢献活動を行っていること
  - (4) 神戸市内の競技場において、毎年一定数のホームゲームを開催していること
  - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業者でないこと
  - (6) 市税及びその他の租税を滞納していないこと
  - (7)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、もしくはその構成員(暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある事業者でないこと第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、もしくはその構成員(暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある事業者でないこと

#### (登録の申請)

第3条 登録を申請する事業者は、事業者登録申請書(様式第1号)に、スポーツチームの概要書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請に対し 第2条に規定する要件に適合すると認められるときは、補助金 交付要綱の補助対象事業者として登録決定し、登録を行ったスポーツチームの概要について公開 するものとする。

#### (登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは、事業者登録決定通知書(様式第2号)により、 前条の規定により不適合となり登録しなかったときは、事業者非登録通知書(様式第3号)により 当該事業者に通知するものとする。

#### (登録の変更)

第6条 登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、事業者登録変更届(様式第4号)に変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

#### (登録の取消し)

- 第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消す ことができる。登録を取り消したときは、事業者登録取消通知書(様式第5号)により当該事業者 に通知するものとする。
  - (1)第2条に規定する要件を失ったとき。
  - (2)偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
  - (3) 当該登録事業者から登録抹消の申し出があったとき。
  - (4)補助金交付要綱が廃止になったとき。
  - (5)その他、市長が必要と認めたとき。

## (調査)

第8条 市長は、第3条の規定による申請を行った事業者又は登録事業者に対して、当該事業者の承諾を得て、第4条の規定による登録可否の決定又は前条の登録の取消しに関して必要な調査を行うことができる。

#### (情報公開)

第9条 市長及び登録事業者は、登録事業者の活動について、広く周知するものとする。

#### (秘密の保持)

第10条 登録事業者は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。登録期間が終了し、 又は指定を取り消された後においても同様とする。

#### (その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業者登録に関し必要な事項は、 文化スポーツ局長が別に定める。

## 附則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 神戸市長 宛

神戸市トップスポーツチーム等活動支援事業補助金 事業者登録申請書

神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金の対象事業者として登録したいので、下記の通り申請します。なお、当法人は、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金事業者登録要領第2条に規定する登録要件に該当することを確認しています。

訂

団体名	(ふりがな)				
主たる事務所の 所在地	〒 –				
代表者の	(ふりがな)				
役職・氏名	(役職)	(氏名)			(即)
連絡先担当者	住 所				
	氏 名	(ふりがな)			
	連絡先	電話		FAX	
		E-MAIL			
(添付書類)※以	下、揃ってい	ればチェック	☑を入れてくだ	さい	

□ スポーツチームの概要がわかるもの(チラシ・パンフレット類、活動の実績を示す写真等)

以上

- ○神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金 事業者登録要領
- 第2条 登録を申請できる事業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
  - (1) 神戸市をホームタウンとして位置づけていること
  - (2)選手の一部または全部とプロ契約を締結していること
  - (3) チームとして3年以上の競技実績を有し、定期または不定期に地域貢献活動を行っていること
  - (4)神戸市内の競技場において、毎年一定数のチームのホームゲームを開催していること
  - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業者でないこと
  - (6) 市税及びその他の租税を滞納していないこと
  - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、もしくはその構成員(暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある事業者でないこと第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、もしくはその構成員(暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある事業者でないこと

# チーム概要

チーム名			(	(競技名:	)
設立 年月日	年 月日	構成 員数	選手スタッフ	名(うちプロ契約 名	为 名)
練習拠点					
試合拠点					
チーム概要	※チーム理念、チーム名由来				てください
年間予定	※リーグ戦、カップ戦などの	シーズン	予定を記入し	<b>してください</b>	
主な 活動歴 表彰歴	※ 年譜順に箇条書きで記入	してくだ	さい		
主な 地域活動					
情報発信	※チームが発信する媒体(Hl	P、SNS	<u></u> など)を全て	記入してください	

様式第2号(第5条関係)

神文ス第号令和 年 月 日

法人名

代表者役職名 代表者氏名

神戸市長 久元 喜造

神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金 事業者登録決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金の登録事業者として、貴法人を登録とすることを決定いたしましたので、通知いたします。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出くださいますようお願いいた します。

## <留意事項>

- ・この事業登録は、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金の対象事業として登録する ものであり、補助金交付を約束するものではありません。
- ・交付を受ける補助金の5割以上は、「地域貢献事業」に充当してください

担当:文化スポーツ局スポーツ企画課

担当:

TEL:

様式第3号(第5条関係)

神文ス第号

令和 年 月 日

法人名

代表者役職名 代表者氏名

神戸市長 久元 喜造

神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金 事業者非登録決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金の登録事業者として、貴法人を非登録とすることを決定いたしましたので通知いたします。

## <留意事項>

この事業登録は、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金の対象事業として非登録と するものであり、神戸市が他のスポーツチームとの間に優劣を付するものではありません。

担当:文化スポーツ局スポーツ企画課

担当:

TEL:

様式第4号(第6条関係)
神戸市長 宛
住所
法人名
代表者名
神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金 団体登録変更届
下記のとおり、登録した内容に変更が生じたので届け出ます。
記
1 変更事項
2 変更内容
3 変更年月日 年 月 日
※ 変更後の書類を添付してください。

担当者名 TEL

連絡窓口

様式第5号(第8条関係)

神文ス第号

令和 年 月 日

法人名

代表者役職名 代表者氏名

神戸市長 久元 喜造

神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金 事業者非登録取消通知書

神文ス第 号 令和 年 月 日にて通知いたしました、神戸市トップスポーツチーム等活動支援補助金の登録事業者決定通知について、下記の事由により取消すことといたしましたので通知いたします。

<取り消し事由>

担当:文化スポーツ局スポーツ企画課

担当:

TEL: